

# 名古屋港管理組合議会 令和6年3月 本会議質疑・一般質問概要



令和6年3月定例会名古屋港管理組合議会が開かれ、3月26日（火）に質疑及び一般質問が行われました。質問・答弁の概要は次のとおりです。

## ○ みつなか美由紀議員（市・共産）

### 第5号議案 名古屋港管理組合港湾施設条例の一部改正について

ア 名古屋港管理組合港湾施設条例を改正し、指定管理者制度を導入する目的は何か。

答弁 指定管理者制度を活用し、利用者の利便性と管理運営の効率性のさらなる向上を図ることができると考えているためである。

イ 港の管理運営は、特殊で専門的な業務であり、担える企業は限られてくるが、既に想定している業者があるのか。どのように委託業者を選定するのか。

答弁 指定管理者は、令和6年度設置予定の外部有識者で組織する選定委員会において、優先交渉権者を決定し、令和6年11月定例会において、御審議いただいた後、指定する。本組合では、港湾の特殊性・専門性の知見を有し、名古屋港関係者との信頼関係を蓄積した十分な実績のある名古屋港埠頭株式会社が指定管理者として有力な候補者になると考えている。

ウ 指定管理者制度の導入施設、業務内容及び導入効果はどのように考えているのか。また、公平性・公正性は担保されるのか。

答弁 指定管理者制度の導入施設は、在来貨物を取り扱う埠頭に関連する公共の係留施設、荷さばき施設、保管施設などであり、業務内容は、施設の使用許可や維持管理などの日常業務を想定している。

導入効果は、民の柔軟かつ機動的な対応力が発揮されることが期待され、利用者ニーズの迅速な対応が可能となり、利便性の向上が図れると考えている。

また、名古屋港の港湾施設は様々な利用者があり、法令等に基づき公平・公正な利用に供する必要があるため、指定管理者の指定後には、本組合が行うモニタリングを通じて運営の安定性などの状況をしっかり確認していく。

## ○ 再質問

港湾施設を良好な状態に維持することは港湾管理者の基本的な責務であり、名古屋港管

理組合が担うべきと考えるが、地方公共団体が港湾管理を担っていることの重み、意義についてどのように認識しているのか。

答弁 今回指定管理者が担う業務は、港湾施設の設置目的に沿った日常的な施設の維持業務等を考えており、本組合は、これまで同様、港湾法に定められた港湾計画の作成、港湾施設の建設及び名古屋港の防災をはじめとする港湾管理者の業務などをしっかりと担っていく。

本組合は、特別地方公共団体である港湾管理者として、港湾施設の公平・公正な利用を意識しながら名古屋港の管理運営に努めていく。

○ 田中泰彦議員（県・自民）

(1) 名古屋港管理組合の災害発生時の体制について

ア 地震、津波等の災害発生時はどのような体制を取られているのか。

答弁 本組合では、24時間365日当直体制を取っており、災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合は、非常配備体制を取り、職員参集・安否確認システムにより職員を参集し、災害対策本部を設置している。

本組合において災害対策本部等が設置されたときには、愛知県、名古屋市においても同様に災害対策本部等が設置される状況にあることから、名古屋港管理組合防災計画実施要綱に基づいて、管理者が担う災害対策本部長の職務を専任副管理者が代理する。

イ 南海トラフ巨大地震が発生し、道路や橋梁の被害が出た場合、災害対策本部長が速やかに参集できないことも想定されるが、災害対策本部長と連絡が取れない場合等、どのように対応するのか。

答弁 専任副管理者に事故があり連絡が取れないときは、総務部危機管理監が職務を代理する等、順序に従って職務を代理する者が決まっており、指揮命令系統は確保できる体制を整えている。

(2) ガーデンふ頭再開発について

ア ガーデンふ頭では、令和5年度から、開発事業に精通する民間事業者のノウハウ等を計画の企画立案の段階から活用する、新たな取組が進められており、協働事業者から、令和5年度の業務成果として、事業コンセプト案を提案されたと聞いているが、具体的にどのような内容だったのか。

答弁 協働事業者からは、「楽しむ・学ぶ・癒し・挑戦・持続」の5つの再開発の方針が提案された。

また、再開発の実現に向け3つの戦略が提案されており、1つ目はガーデンふ

頭を中心に位置する中央通路における歩行者が居心地よく歩きたくなるウォーカブル化のほか、開放的な緑地空間、港を感じ憩える商業機能など、段階的整備によるガーデンふ頭の価値向上、2つ目は明るく安全で、未来を感じるエリアイメージへの転換、3つ目は地域において豊かな水辺のライフスタイルを根づかせた後、広域へにぎわいを波及、という内容になっている。

イ 開発主体候補者が確保されたとのことだったが、どのような意見があったのか。

答弁 再開発を進めていく中での土地の賃借料や借地する対象面積及び施設整備などにおける官民の役割分担などについて意見があった。

ウ 令和6年度の協働事業について、どのように取り組んでいくのか。

答弁 開発主体候補者へヒアリングを継続して実施しながら、まず事業コンセプト案を具体化し、実現に向けた事業手法、スケジュール及び採算性など事業化の検証を行うとともに、関係者との事前調整などを進め、具体的な再開発計画の立案等に取り組んでいく。

また、この再開発計画の案を基に、令和5年度に確保した開発主体候補者へ改めて参画意向を確認するとともに、再開発計画の内容に応じ、さらなる参画者の確保にも努めていく。

○ 安井伸治議員（県・民主）

「中川運河再生計画」の実現について

ア 潤いや憩い、にぎわいをもたらす運河への再生を目指して「中川運河再生計画」が策定されたが、中川運河の水質改善については、どのように取り組んでいるのか。

答弁 水質改善施策については、運河の全線で通年において水質の指標となる生物化学的酸素要求量BOD及び溶存酸素量DOが環境基準を満たすよう水循環を促進する取組と、東支線において底層の貧酸素化等を抑制するよう運河の底を良質な砂で覆う覆砂事業に取り組んでいる。

イ 中川運河の水面利用に係る手続きについて、煩雑だと聞いているが、どのような対応をしているのか。

答弁 水面利用については、名古屋港管理組合港湾施設条例及び港則法による規制がかかっており、本組合及び名古屋海上保安部は、安全対策の確認のための手続きを行っている。

イベントで水面を利用する場合は、既存利用者の妨げにならないよう、イベントに係る安全対策を記載した書類を行事許可申請書の添付資料としているが、本組合への提出書類は名古屋海上保安部と同じ書類を使用できるようにすることに

より、申請に係る負担を軽減している。

ウ 掘止緑地においても、多くの人々が訪れ水辺で憩うことができる中川運河再生の拠点とすべきと考えるが、どのように取組を進めていくのか。

答弁 昨年度、港湾法の改正により、「みなと緑地PPP」が創設され、民間事業者に行政財産である緑地を貸し付け、その事業者がカフェ等の収益施設の整備と当該施設から得られる収益を還元して緑地の管理等を行うことが可能となり、こうした制度の活用も視野に入れながら、にぎわい創出の検討を進めていく。

また、来年度、名古屋市と連携し、社会実験として、飲食・物販による便益性の向上やイルミネーションによる良好な景観形成の効果を検証するイベントを開催する予算案を計上している。